

調 査 報 告 書

令和7年11月21日

目次

- 1 重大事態調査の位置づけ
- 2 調査の目的、調査組織の構成
 - 2－1 調査の目的
 - 2－2 調査期間
 - 2－3 調査組織の構成（５０音順）
- 3 当該事案の概要
 - 3－1 基礎情報
 - 3－2 当該事案の概要
- 4 調査の内容
 - 4－1 調査方法
 - 4－2 調査内容
- 5 当該事案の事実経過
 - 5－1 対象児童の訴え
 - 5－2 当該事案の事実経過
- 6 当該事案の事実経過から認定しうる事実
- 7 学校及び学校の設置者の対応
 - 7－1 学校の対応について
 - 7－2 学校設置者（教委）の対応について
 - 7－3 学校及び学校の設置者の対応に係る考察
- 8 当該事案への対応及び再発防止の提言
 - 8－1 当該事案への対処について
 - 8－2 学校及び学校の設置者に対する提言

付言

1 重大事態調査の位置づけ

学校設置者（有田市教育委員会）は、令和6年10月16日、いじめ防止対策推進法第28条1項2号事案として、重大事態を認定し、令和6年10月16日、市長にその旨報告した。

2 調査の目的、調査組織の構成

2-1 調査の目的

■■■小学校（以下、単に「対象小学校」という。）における事案の事実関係を調査することで、現在までの学校及び教育委員会の対応として適切であったかどうかを検討するとともに、同様の事案の再発防止に努めるために必要な学校や教育委員会の措置について検討する。

2-2 調査期間

令和7年1月26日（日）～令和7年8月9日（土）

2-3 調査組織の構成（50音順）

小 林 紘 平（教育委員会）
芝 野 友 樹（弁護士）
中 岡 沙友梨（臨床心理士）
山 本 聖 子（精神保健福祉士）

3 当該事案の概要

3-1 基礎情報

対象児童は、重大事態認定時、対象小学校2年の■■■児童である。
重大事態認定時の欠席日数は、令和6年10月15日現在、23日となっていた。
対象児童の学年は、■■■クラスで、■■■名である。

3-2 当該事案の概要

対象小学校において、令和6年7月19日に、対象児童が壁に頭を打ち付けられるという事案が発生し、いじめ対策委員会が開かれ協議された。学校においても、対応するが、同年8月28日にサッカーの際にボールをおなかにあてられる事案が発生し、当該児童本人及び保護者の登校不安により欠席するようになった。その後、学校も再度対策を行い、対象児童は登校するようになるが、同年10月4日、階段で追い越しざまに叩かれる事案が発生したことにより、当該児童本人及び保護者の登校不安が増幅したことにより、欠席するようになり、通算の欠席が長期化している。

4 調査の内容

4-1 調査方法

対象児童の保護者からの聴取

対象児童からの聴取

1年生の担任からの聴取、2年生の担任からの聴取

教頭からの聴取、令和6年度校長からの聴取

資料分析

関係者の呼称は、以下のとおり。

対象児童 → 「対象児童」又は「A」

対象児童の保護者 → 「対象児童の保護者」又は「A保護者」等

関係児童 → 「B」

関係児童の保護者 → 「Bの保護者」等

令和5年度、令和6年度校長 → 「C校長」

令和6年度、令和7年度教頭 → 「D教頭」

A Bの1年生の担任 → 「1年生担任」又は「E教諭」

A Bの2年生の担任 → 「2年生担任」又は「F教諭」

A Bの同級生 → 「同級生G」

4－2 調査内容

- (1) 第1回会議（令和7年1月26日）
- (2) A父母からの聴取（令和7年2月8日）
- (3) 第2回会議（令和7年2月8日）
- (4) 2年生担任からの聴取（令和7年2月19日）
- (5) 1年生担任からの聴取（令和7年2月19日）
- (6) 第3回会議（令和7年2月22日）
- (7) 対象児童からの聴取（令和7年3月3日）
- (8) D教頭からの聴取（令和7年3月19日）
- (9) 第4回会議（令和7年3月20日）
- (10) C校長からの聴取（令和7年3月27日）
- (11) 第5回会議（4月9日）
- (12) 第6回会議（4月19日）
- (13) 第7回会議（5月11日）
- (14) 第8回会議（6月15日）
- (15) 第9回会議（7月6日）
- (16) 第10回会議（7月12日）
- (17) 第11回会議（7月20日）
- (18) 第12回会議（7月27日）
- (19) 第13回会議（8月9日）

5 当該事案の事実経過

5-1 対象児童の訴え

(1) A父母の申立て

ア 令和5年（1年生時）

- ・ Bが対象児童の鉛筆をとって返してくれない。AがBの絵をとりあげる。Bが怒って色鉛筆で対象児童をさす。
- ・ Bに椅子をひっぱられてこけて頭をうつ。
- ・ Bがトイレで「オムツ交換しましょうね」「おむつみせろ」と言って、Bにズボンとパンツをぬがされた。Bに首をしめられて手の型がついた。
- ・ 体育の着替えの際、Bからズボンを脱がされた。
- ・ Bがしぼったぞうきんの水を対象児童の顔にかけた。
- ・ 対象児童は、なわとびをBに壊された。
- ・ 対象児童は、Bから、「あほ（Aの名）」「ばか（Aの名）」「しね（Aの名）」と毎日言われた。このことをC校長に相談した際、「耐えろよ」というような感じに聞こえる発言があった。

イ 令和6年（2年生時）

- ・ 対象児童は、7月19日、Bから壁に頭を打ち付けられた。
- ・ 対象児童は、8月28日、サッカーでBがボールを蹴っておなかに強くあてられた。
- ・ 対象児童は、10月4日、階段で後ろから追い越しざまにBに叩かれた。

(2) 聴取時の児童からの訴え

1年生時、連絡帳を書いているときに、Bが後から椅子を引っ張って落とされることがあった。手を洗っていたときに、急にズボンを脱がしにくることもあった。やめなといいに行ったら急に足で蹴られたことがあった。

2年生の時、笑いながらキックされた。運動会のあと、学校へ行くのが怖い訳ではなかった。一番怖かったのは、サッカーをした後に急に頭を壁にぶつけられたこと。とがった角があり、とても怖かった。

Bとは保育所の時みたいに遊びたいが、今は近づきたくない。先生がみているのはうれしい。

5-2 当該事案の事実経過

(1) 1年生（令和5年度）

- ・4月 A及びBが対象小学校へ入学し、同じクラスになる。
- ・5月15日～19日 対象小学校にて「1学期いじめアンケート」を実施する。
 - ・Aは、「いじめられたことがありますか」の問いに、「ない」と回答する。
 - ・同級生Gは、「だれかがいじめられているのを見たり聞いたりしたことがありますか。」との間に「ある」と回答する。E教諭の聴き取りによれば、Bが他児童の耳の近くで大きな声を出していたとの内容であり、E教諭は2人に話を聞き注意するとの対応をとることで「解決」したものとした。
- ・9月11日～15日 対象小学校にて「2学期いじめアンケート」を実施する。
 - ・Aは、「いじめられたことがありますか」の問いに、「ない」と回答する。
 - ・同級生Gは、Bに勝手に自転車に乗られるという内容を自由記載欄に記載する。E教諭は、双方の話を聞き、事実確認をし、指導して、「解決」したものとした。
- ・令和6年1月22日～26日
対象小学校にて「3学期いじめアンケート」を実施する。
 - ・Aは、「いじめられたことがありますか」の問いに、「ある」と回答する。E教諭の聴き取りによれば、バスケットで遊んでいる時、Bに服を引っ張られてボールを取られたとの内容であり、E教諭がBの話を聞くと、「ボールを早く渡して欲しかったけど、なかなかパスしてくれなかったので、ボールを取った」との事であり、「乱暴なことはしない」や「口で伝える」などの約束をして、解決したものとした。
 - ・Aは、自由記載欄に「先生がいいないときに、Bに縄跳びを壊された。嫌だった」という内容を記載する。E教諭は、これについても「解決」したものとした。
- ・令和6年（1年の3学期ころ）A保護者がC校長と面談を行う。
 - ・A保護者は、Aが「あほ、ばか、しね」と言われることについて、C校長へ相談を行った。
- ・3月末 担任のE教諭が定年退職する。令和5年度教頭が転出する。

(2) 2年生（令和6年度）

- ・4月 対象児童が進級する。（XXXXXXXXXX）
D教頭、担任F教諭は、新着任。
- ・5月22日（水） 対象小学校にて「1学期いじめアンケート」を実施する。
 - ・Aは、「いじめられたことがありますか」の問いに、「ある」と回答する。F教諭の聴き取りによれば、図書の時間に図書バッグをBに踏まれたとの内容であ

り、Aは、自由記載欄に、図書の時間に、落とした図書バックをBが手を使わずに足であげてきたことについて「Bに先生がいない図書のときぼくがほんのかばんをおとしからBに足でもつばしよをあげてきた。ちくちくでした」との記載をしている。F教諭は、Bに対し友達の持ち物の大切さを話し、気付かずに踏んでしまったときはすぐに素直にあやまればよいことを指導して、「解決」したものとした。

- ・ Aは、F教諭の聴取に対し、Bがみんなによくないことを言ったりやったりしていることも訴えている（具体的にいつ、どこでという訴えはなく、「いつも」と言っていた）。これに対し、F教諭は、Bに対して、個別に言動を注意するよう指導するとともに、人の体には触れないこと、乱暴な言葉遣いをしないことを指導した。また、言葉遣いがきついと、相手にいい印象を与えないことを説明し、学級全体にも、人の体には触れないこと、言葉遣いのことを指導した。
- ・ 同級生Gは、「いじめられたことがありますか」の問いに、「ある」と回答する。F教諭の聴き取りによれば、遊ぶときBに勝手に自転車に乗られる等の内容であり、担任は、自転車だけではなく人の物には勝手に触らないことなどの対応をして「解決」したものとした。
- ・ Bは、「いじめられたことがありますか」の問いに、「ある」と回答する。F教諭の聴き取りによれば、自転車で遊ぶときに同級生Gに放って置かれる等の内容であり、F教諭と一緒に遊びに行っているなら友達のことを気にかける優しさは必要などと指導し、「解決」したものとした。
- ・ 対象小学校にて、7月2日（火）を期日とする「いじめに関する保護者アンケート」を実施する。
 - ・ A父の名で提出された当該アンケートでは、2年生では、いじめを受けていないと回答している。自由記載欄には「今年度に関して本人はいじめられていませんが、昨年度、本人、親共にいじめと認識し学校を休みました。いじめは本人ないし親がそう思えばいじめです。その感覚が学校側は乏しいと感じます。本人がいじめられていないと言いますが、親が聞いている分には本人が精神面で強くなってきている為だだと思います。昨年度より何も変わってません。小さな声に一つ一つ向き合っていたくださると思っています」と記載されていた。
- ・ 7月19日（金）事案が発生する。
 - ・ Bが児童玄関下足室で、Aの頭を壁にぶつける。（以下、この事象を「7月19日の件」という。）
 - ・ 第1回いじめ対策委員会にて協議する。
 - ・ 参加者：C校長、D教頭、F教諭、教務主任、養護助教諭、生徒指導担当職員

(令和6年度のいじめ対策委員会の参加者は、これと異なる場合のみ記載)

- ・今回の「学校の緊急対応」、「今後の支援」、「いじめの該当性」について協議する。今回の事案は、Bによる一方的な暴力行為であり、Aへの苦痛を与えるものであると判断される。学校としては、BとAの今後の様子を見守り、再発防止に努める。

・ 7月23日 (火)

- ・ 第2回いじめ対策委員会にて協議する。
 - ・ 「今後の学校の対応」、「Bへの学校としての支援」について協議する。
- ・ C校長から、A保護者へ電話連絡を行う。
 - ・ A保護者から、学校へ通わせることの不安な気持ちが伝えられるとともに、7月31日までに安心安全に登校できる状況にするための回答が欲しいとの要望が伝えられる。
- ・ C校長より、有田市教育委員会に電話連絡を行い情報が共有される。

・ 7月29日 (月) 有田市教育委員会へC校長が来庁する。

- ・ 生活支援員による見守り強化で対応していく指導を受ける。
- ・ C校長からA保護者へ電話連絡を行い、学校の方針を伝える。A保護者よりB保護者の考えを聞く場の設定を求める。

・ 7月31日 (水)

- ・ 第3回いじめ対策委員会にて協議する。
 - ・ これまでの経過報告、学校の方針の共有(生活支援員による見守りの強化)、両保護者の話し合いの場をもつことになった事の報告を行う。

・ 8月3日 (土)

- ・ 校長室において、両保護者で話し合いの場をもつ。
(出席者：B父、A父母、C校長、D教頭)
 - ・ A保護者より、Bに対して、B保護者がこれからどうしていくのか、決めて連絡をしてほしいと求められる。

・ 8月6日 (月)

- ・ 第4回いじめ対策委員会にて協議する。
 - ・ 両保護者の話し合いの内容報告を行うとともに、B、B保護者への支援について協議する。
- ・ 職員会議(全教員)を開催する。
 - ・ C校長から、これまでの経過と学校の方針を全教員へ伝える。

・ 8月9日 (金)

- ・ C校長からA保護者へ電話連絡を行い、保護者Bの考え(Bが[] [])と生活支援員の対応について伝える。

- ・ 8月26日（月）二学期始業式 2人とも元気に登校する。
 - ・ 生活支援員による休み時間のBの見守り体制を開始する。
- ・ 8月28日（水）
 - ・ 休み時間にサッカーをしていて、Bが蹴ったボールがAのお腹にあたる。（以下、この事象を「8月28日の件」という。）
 - ・ F教諭よりA母に電話連絡をする。
 - ・ A保護者が来校し、C校長とF教諭と話合う。A保護者より、「Aの命が守られないなかで学校に行かせられない」、「今週は休ませる」、「来週からはAと相談して決める」という思いが伝えられる。また、8月9日にC校長から連絡をもらってからフィードバックがないことも伝えられる。
- ・ 8月29日（木）から9月13日（金）までの期間で、対象児童は、12日間欠席する。
- ・ 9月2日（月）
 - ・ A母が有田市教育委員会に電話で相談があり指導主事が対応する。
 - ・ 指導主事2名が対象小学校を訪問し、C校長、D教頭、F教諭へ相談内容についての報告及び指導を行う。
 - ・ F教諭がA母に電話連絡を行い、Aの様子を伺う。A母から以下の思いが語られる。
 - ・ Aは元気、大丈夫「学校に行きたい」とも言っている。行かせた方がいいとは思っている。でも今後「こうします」という返事がほしい。
 - ・ Bが [REDACTED]。
- ・ 9月3日（火）
 - ・ C校長が有田市教育委員会にて、対応についての話し合いを行い、「子ども1人に教職員を常に1人の体制」が指示される。
 - ・ 第5回いじめ対策委員会にて協議する。
 - ・ 先ずAが安全に学校へ来られるようにすることを、第一に考えることを共有し、これからの方針、対応を検討する。結果、「F教諭と、もう1名の体制で教職員が常にAのそばで守るという体制をとること」、「Bへの支援や保護者へのサポートについて、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という）やスクールカウンセラー（以下、「SC」という）にも協力をもらいながら、組織的・計画的にすすめること」「生活支援員1人に重荷が行きすぎない配置となるよう、管理職・専科教員によるサポート体制をとること」を決める。
- ・ 9月4日（水）
 - ・ D教頭・F教諭で家庭訪問し、A母へ学校の方針・対応を伝える。A母より、

「来週の月曜日に登校について3人で話し合うこと」や「木曜日、金曜日は休ませること」が告げられる。また、子どもとF教諭が連絡をとりあうことについて了承をいただく。

- ・ A父から学校へ電話がありF教諭が対応する。「A母と、家庭訪問時の話を共有したこと」と、「A母同様に、3人で話し合って考えること」について話された。
- ・ 放課後の職員会議（全教員・生活支援員2名も出席）にて、C校長・D教頭より、経過報告のほか、いじめ対策委員会で検討した見守りの対応について説明を行う。

・ 9月5日（木）

- ・ 有田市教育委員会の指導主事が、A母と電話にて話す。A母からは、「1年生の時に担任だったE教諭や、信頼していた前年度までの教頭先生もかわられて、昨年の様子をわかっているのはC校長だけなのに、今年のF教諭、D教頭にも正しく伝わっていないのではないか」という、C校長に対する不信感が語られる。

・ 9月6日（金）

- ・ 第6回いじめ対策委員会にて協議する。
 - ・ 学校の見守り対応の見直し（生活支援員の負担軽減策について）を検討し、休み時間も教員と生活支援員の見守り体制をとることを決める。
- ・ 緊急職員会議（全教員）を開き、休み時間も教員と生活支援員の見守り体制をとることと、そのシフトを伝え、共通理解を図る。また、その他、さまざまなパターンの各担当の動き方を確認する。
- ・ E教諭（昨年度担任）が支援につくことが決まる。
- ・ 第7回いじめ対策委員会にて協議する。

月曜日の対応について、Aが出席の場合と、欠席の場合についての対応を話し合う。

・ 9月9日（月）

- ・ D教頭が、A母に電話をして話すなかで、D教頭と対象児童が直接話をする。
- ・ 第8回いじめ対策委員会にてA母との電話での内容について情報共有する。
- ・ A父から学校に電話が入る。A父から、「今週は休ませて来週月曜日から行かせたいと思っているが、A母がかなり心配しておりそっちを大事にしたい。金曜日に家庭訪問してほしい」という旨の話がされる。

・ 9月10日（火）対象小学校にて「2学期いじめアンケート」実施する。

- ・ Aは、欠席中のため、回答されていない。

- ・ 9月13日（金）
 - ・ D教頭とE教諭が家庭訪問を行う。
 - ・ A母の思いを聞くとともに、学校の対応について説明を行う。話し合いの結果、17日（火）から登校する話になり、その際は、A両親が校門まで送るのでD教頭が校門で待つことを約束する。
 - ・ 第9回いじめ対策委員会にて協議する。
 - ・ 家庭訪問の内容を報告し、火曜日からの体制をとるにあたり共通認識しておくべきことを検討する。
 - ・ 緊急職員会議（全教員）を開催する。
 - ・ 家庭訪問の報告、火曜日からのAを迎える体制について再度確認する。Aの気持ちに寄り添うことを大事に対応していくこと、Bへの対応の仕方について共通理解を図る。
 - ・ F教諭がA父と電話で話す。
 - ・ A母の様子によっては、火曜日はやっぱり休ませるかもしれないことを知って欲しい旨の連絡が入る。
- ・ 9月17日（火） AがA父母とともに歩いて登校する。
 - ・ Aが、朝の会の健康観察で手をあげ「心が痛いです」と答える。
 - ・ その後は、元気に過ごす。Bと関わることもある。4時間目A父が参観のため来校する。
 - ・ 放課後、F教諭がA母と電話で話す。帰宅後「楽しかった」「明日も行く」と話していることを聴き取る。
 - ・ 第10回いじめ対策委員会にて協議する。
 - ・ 登校日初日のAの様子、見守り体制について情報共有する。
 - ・ A家庭との連携として、F教諭・D教頭がA保護者と連絡を取り合っていくことを確認する。
- ・ 9月18日（水）
 - ・ 第1回ケース会議を開催する。
 - ・ 参加者：C校長、D教頭、教務主任、2年担任、生活指導主任、養護助教諭、SSW、SC、有田市教育委員会指導主事
 - ・ 放課後、D教頭がA母と電話で話す。
 - ・ Aが家で「明日学校に行きたくない」と言った。A本人は、5時間目の生活の時間にBがイライラして乱暴に消しゴムで消した様子が怖かったようである。A母から「直接的なことでもなく、目にみえない傷が心配」、「学校へ行きだしたら学校に行って欲しい」という趣旨の話がある。

- ・ 9月19日（木）Aが、A両親と歩いて登校する。
 - ・ 放課後、F教諭がA母と電話で話す。
 - ・ 見守り体制によって、殴られたり怪我をする心配がないから、Aの心がくじけているのを直すように家でも話していかなくてはと思っている旨、伝えられる。9月30日の児童相談所での話で児童心理司さんにBへの関わり方を相談したいとも、伝えられる。
- ・ 9月20日（金）Aが、A母に付き添われて登校する。迎えはA父が来る。
 - ・ Bは体調不良で欠席する。
- ・ 9月24日（火）～10月 1日（火）Aは体調不良で6日間欠席する。
- ・ 9月25日（水）スクールロイヤーへの相談を実施する。
 - ・ 学校よりスクールロイヤーへ相談ができるように有田市教育委員会がつなぐ。
 - ・ 事案の経緯を伝えた上で、重大事態に相当した際の対応等を相談する。
- ・ 10月1日（水）
 - ・ Bの [REDACTED]
- ・ 10月2日（水）Aが登校する。

但し、この日につき、記録が作成されていない。
- ・ 10月3日（木）A母に送られて、Aが登校する。
 - ・ 放課後、A父から電話が入る。（F教諭が対応する）
 - ・ A父より、Aから授業中にBが席を立っていると聞いたが大丈夫かと心配する趣旨の内容が伝えられる。
 - ・ F教諭より、Bが気持ちを落ち着かせるために、席を離れて教室の隅で過ごす時間をとっているとA父へ説明する。
- ・ 10月4日（金）Aが、A母と登校する。
 - ・ 前日のA父との電話の内容について、F教諭よりA母に説明する。
 - ・ 2時間目の体育が早めにおわり、AやBに誰も大人がついていなかった。
 - ・ Bが階段で後ろから追い越しざまにAを叩く（以下、この事象を「10月4日の件」という。）
 - ・ F教諭が教室に戻った際、Aが「階段でBがおっきな声出してきた。」と訴えてきたため、F教諭は、すぐにBに確認する。両者への確認の中で、Aが「肩もこんなんやってきた」（肩をぼんとたたくような手振り）と発言をする。
 - ・ F教諭は、Bに「階段は走らないこと」、「大きな声は出さないこと」、「人の体には触らないこと」、「階段なので、余計に危ないこと」をBに指導した。BはAに謝り、Aは「いいよ」と発言をする。

- ・ A母方祖父母が、Aを迎えにくる。
- ・ 10月5日（土）運動会当日
 - ・ 朝、Aに付き添ってきたA母が生活支援員と話をしており、D教頭、F教諭が加わる。
 - ・ A母より、10月4日の2時間目終わりにAがBに階段でつかれたらしいとの訴えであり、運動会を休ませようかと思ったが、A本人が「行きたい」と言うので来たことが伝えられる。また、火曜日からは休ませる思いも伝えられる。
 - ・ 運動会終了後、F教諭はA母に電話し話す。
 - ・ F教諭は、目を離した隙があったことを謝罪する。
 - ・ A母より、以下の内容が伝えられる。

昨日、Bに階段でつかれたことについて「痛かった」「怖かった」とA本人が話したこと。

A母が、学校に行きたいかAに聞いたところ「当たり前やん」「学校行きたい」と答えた。しかし、学校は行かせられない、行きたいっていう子を行かせてあげられないのは情けないと思っていること。

有田市教育委員会に対し、Bを学校に来させるのはおかしい、新しい職員を1人つけてほしい。また、学校に対し、B本人に対してどうしていくのか、Bの保護者にどうしていくのか。全校にC校長からいじめがあるから休んでいる子がいると説明してもいいのでは、Bの現状を2年生の保護者全体に話してもいいのではと思っていること。
 - ・ 担任は、10月4日の2時間目後の出来事について、10月5日にその旨明記して記録した。
 - ・ 第11回いじめ対策委員会で協議する。
 - ・ 10月4日の出来事、本日の聴き取りについて反省点と改善策を話し合う。
 - ・ 今後の対応として、学校としては、Bとの物理的距離をとるため今の体制でAのそばを離れないようにすること、A母が学校に要望している件については応えられないこと、有田市教育委員会と連絡を取り合ってから、家庭訪問を行うことを決定する。
- ・ 10月8日（火）
 - ・ すぐーるにAの欠席連絡（病欠）が入る。
 - ・ D教頭がA母に電話し、家庭訪問したいと伝えるが断られたため、電話で、以下の内容について話す。
 - ・ A母は金曜日に連絡がこなかったことに不信感を抱いており、D教頭から改めて、金曜日に連絡しなかったことと、Aのそばに見守り体制ができていな

かったこと謝罪する。

- ・D教頭より、有田市教育委員会としては、「1名加配」「学校へ来させないようにはできないのか」という2件についてはどちらもできないという回答だったことを伝える。
- ・学校が児童相談所に連絡をとることについて承諾を得る。
- ・帰宅したA父と代わり、加配できないと伝えたと、行かせられるのかと思っていたが、それが無理なら学校へ行かせられないと伝えられる。

・10月9日（水）

・第2回ケース会議を開催する。

- ・参加者：C校長、D教頭、教務主任、2年担任、生活指導主任、養護助教諭、SSW、SC

・第12回いじめ対策委員会で協議する。

- ・参加者：C校長、D教頭、担任、教務主任、養護助教諭、生徒指導担当職員、SSW、SC
- ・今後の学校の体制・方針について再確認を行う、以下の改善策を決定する。
 - 「報告、確認が抜けないようにするため、全職員で見守りをするという意識をもち、みんなで見守る」
 - 「引き継ぎは顔をあわせて行う」
 - 「イレギュラーが起きたときは声かけをして連携する」
- F教諭とD教頭は、A宅の家庭訪問をして、A本人との関わりをもてるようにする。

・10月10日（木）

- ・F教諭とD教頭が、A宅の家庭訪問時にAへの手紙をポストに入れる。

・10月11日（金）

・D教頭がA母と電話で話す。

- ・Aの様子について、A母はA本人のメンタルがやられていると返答する。2、3日前から[]と伝えられる。
- ・A母より児童相談所で児童心理司から母は「怖い夢をみる。BやBの父母、祖母に危害を加えられる夢」について聞いたことが共有される。
- ・児童相談所や児童心理司と連絡をとってAの様子や話した内容について聞いても良いという承諾をA母から得る。
- ・A母から、第三者、外部の人にはいつてもらいたいという思いが伝えられる。
- ・D教頭より、放課後登校を提案するが、Aの要望（みんなと勉強したい）に沿っていないため断られる。

- ・ A母から、『別室へ行かせられない、加配をつけられない』は誰の判断なのか知りたい。体制でミスが起きたらその体制を見直すべき。『別室へ行かせられない』ということは『いじめを認めていない』ということ。それならいじめと認めてもらわないと行けない。認めてもらうまで何でもする。いじめによる欠席として今休んでいる」ということが伝えられる。
- ・ D教頭が児童相談所に電話をする。
 - ・ 児童相談所担当者から、「本人の心理的ケアについては役割を担うことができる」とA母に伝えたこと、月1回のペースで実施予定で、来月に3回目を予定していることが共有される。
 - ・ 児童相談所担当者によると、児童心理司との話では、今日は話したいことがあるということで「怖い夢を見る」ことをAが話したとのこと。悪魔の格好をしたBやその母、姉が襲ってくる夢を見たとのことを共有してもらう。また、Aが描いた絵について、児童心理司からみて、精神的しんどさがあると判断していることも共有される。
- ・ 10月15日（火）
 - ・ D教頭、A母に電話して話す。
 - ・ 学校の考えた見直し点、体制について説明する。
 - ・ A母は、第三者委員会を立てて、1年生のときからこれまでどんなことをされてきたのか、はっきりさせたい思いがあることが伝えられる。
 - ・ D教頭、A本人と電話で話す。
 - ・ 安心して来れるように準備をして待っていることを伝える。何か不安なことはないかと尋ねると、「ない」と答える。
 - ・ 第13回いじめ対策委員会で協議する。
近況を情報共有する。
 - ・ 児童相談所から聞いたAの様子について。
 - ・ A母との電話の内容について。
- ・ 10月16日（水）
 - ・ D教頭、A母に電話して話す。
 - ・ 学校の体制についてA本人がどう言っていたかをA母に尋ねると、Aは「学校には行きたいよ。でもまたするやん。」と言っていたとのこと。
 - ・ A母から、いじめなのにクラス分けができない、動線を分けられないのはおかしい。なぜかはっきりさせたい。全く利害関係のない人たちに判断してもらいたいという思いが伝えられる。
 - ・ D教頭からA保護者の考えは有田市教育委員会に共有していることを伝える。

- ・職員会議にて重大事態としてすすめていくことを共有する。
- ・有田市教育委員会は、10月16日付けで有田市長に、重大事態として報告する。
 - ・10月15日までの欠席23日
- ・10月17日（木）
 - ・第14回いじめ対策委員会にて以下について、情報共有する。
 - ・重大事態として進めて行くことと、今後の予定について情報共有
 - ・ケース会議で立てたBの[REDACTED]報告
 - ・F教諭、D教頭でお便りや週間予定をポストに届ける。
- ・10月23日（水）
 - ・A保護者が、有田市教育委員会にて調査の説明を受ける。
 - ・教育委員会指導主事よりA保護者が、調査の説明を受け、「対象児童保護者からの申立書及び申し立ての内容補足資料」を作成する。
 - ・なお、これを受けて、E教諭が当時の出来事について「2023生徒 指導記録（1年）」を作成した。
- ・10月24日（木）
 - ・D教頭、A母に電話をして、Aの様子を伺う。
- ・10月25日（金）
 - ・D教頭とF教諭が、A宅を家庭訪問する。
 - ・調査についてのことを話される。
 - ・他、早くAを学校に行けるようにしてほしいこと、「別動線・別教室・別遊び」、加配とかの話ではないこと、いじめなのに学校はなぜできないのかという思いが伝えられる。
- ・10月28日（月）第15回いじめ対策委員会で協議する。
 - ・学校の見守り体制について
 - ・A保護者の学校への要望について
- ・10月30日（水）
 - ・スクールロイヤー相談会にて以下を相談する。
 - ・保護者の要望に対する対応について
 - ・職員会議にて対応の共通認識を図る。
 - ・見守り3人体制の事を全職員に伝える。
- ・11月5日（火）
 - ・D教頭がA母へ電話する。
 - ・新体制について伝えるが、受け入れられない。

- ・ 11月6日（水）
 - ・ 職員朝礼で前日の電話内容を報告する。あわせて、3人体制がいつでもとれるように引き続き準備はしておくことを伝える。
- ・ 11月7日（木）
 - ・ A父から学校へ電話連絡が入る。
 - ・ 15時30分頃、A父から委員総会欠席の連絡が入る。体制の話について聞
くが賛同を得られずに電話を終える。
 - ・ D教頭とF教諭が、A宅を家庭訪問する。
 - ・ 16時20分頃、家庭訪問すると、外を歩くA本人とA父と遭遇できたため、
学習プリントをAに渡す。Aは元気そうな様子であり、「まだ（前の）プリ
ント終わってないのに～」と笑顔で答えた。
- ・ 11月13日（水）第16回いじめ対策委員会にて協議する。
 - ・ Aの現在の状況について情報共有、Bの[REDACTED]について
- ・ 11月19日（火）第17回いじめ対策委員会開催にて協議する。
 - ・ Bの[REDACTED]状況（Bの保護者の様子や考え・2年
児童の様子）を情報共有する。
- ・ 11月20日（水）第3回ケース会議を開催する。
 - ・ 参加者：C校長、D教頭、教務主任、2年担任、生活指導主任、養護助教諭、
SSW、SC、有田市教育委員会指導主事
- ・ 11月25日（月）
 - ・ F教諭が、A母に電話する。
 - ・ A母より「学校は正直行けるといえば行ける。Aも『行ける』と言っている。
でも、私らの一步が…」と、登校への思いと不安が語られる。
 - ・ D教頭とF教諭でA宅の家庭訪問をする。
 - ・ Aは「学校行ける」「Bはもうこわくない」と言う。実際Bに会うとどうか
わからないので、児童相談所の児童心理司さんの話や[REDACTED]
[REDACTED]医師と相談して判断したいとの考えをA母が話す。
- ・ 11月27日（水）
 - ・ 職員会議にて、全職員に重大事態の調査について説明とAの近況を報告する。
 - ・ D教頭とF教諭で、A宅を家庭訪問する。
 - ・ A本人とA母に会える。A母からA父の仕事が休みのときに一日学校につい
ていって学校に行かせることを考えていることを聞く。
- ・ 12月3日（火）
 - ・ D教頭とF教諭で、A宅を家庭訪問する。

- ・ 12月9日（月）
 - ・ A父から学校へ電話があり、F教諭が対応する。
 - ・ 明日（10日）から登校し、父がずっと付添って、朝8時頃から1日一緒にいる予定であることが伝えられる。
 - ・ 臨時職員会議を開催し、見守り体制等の確認を行う。
- ・ 12月10日（火）朝8時頃、AがA父と一緒に登校する。
 - ・ 2時間目と給食、昼休憩以外はA父がずっと見守る。
 - ・ 次回登校は来週の水曜日を考えていることがA父より伝えられる。
- ・ 12月13日（金）15時30分頃、A父からF教諭に電話連絡が入る。
 - ・ この前、登校してからAは「楽しかった。学校に行きたい」と言っていることや、月曜から登校させたいと思っていること（月・水は父と一緒に。火は付き添う人がいないので悩んでいるが行かせたい方向で考えている）が伝えられる。
- ・ 12月20日（金）
 - ・ 朝8時頃、AはA父と一緒に登校する。
 - ・ A保護者より、月曜は付き添える人がいないので欠席すると伝えられる。
- ・ 12月16日（月）から12月24日（火）で、計5日間登校する。

3学期

- ・ 1月8日（水）朝8時頃、AがA父と一緒に登校する。
 - ・ 始業式～1時間目終了まで、給食、昼休憩はA父が一時帰宅し、他は付き添う。
 - ・ 朝の会の時間に子どもたちに[]について話す。（A父は不在）
 - ・ 放課後に忘れ物をとりにA父とAが来校した際に、Aから朝の会のことを聞いたとの話をA父よりF教諭に伝えられる。
 - ・ F教諭が「冬休みの間とかAくんどんな様子でしたか」と尋ねると、A父より『もう、Bくん気にならん』とは言ってるんですけどね…」と伝えられる。
- ・ 1月14日（火）7時過ぎ頃、すぐーるでAの欠席連絡が入る。
 - ・ 放課後にF教諭より、A保護者に電話をする。
 - ・ 朝、いつもどおり起きてきたが行き渋ったようであったことが、A父より伝えられる。
- ・ 1月16日（木）Aは体調不良で欠席する。
 - ・ 放課後にF教諭がA母に電話連絡をしたところ、母より気になる先生がいるとの話（昼休みサッカー終わりの周りに誰もいないときに「B君をこかしたらあかんで」と理不尽に注意された）があったため、事実確認を行ったが該当する事実は確認できなかった。

- ・ 1月21日（火）8時10分すぎAがA父と登校する。
- ・ 2年3学期いじめアンケートを実施する。
 - ・ A：「いじめられたことがありますか」の問いに、「ない」と回答する。
- ・ 1月22日（水） 体調不良による欠席の連絡が入る。
 - ・ 放課後にF教諭がA父と電話で話す。
 - ・ 朝「しんどいかも」と言ったようだが、今は元気になり、散歩中とのことが伝えられる。
- ・ 2月5日（水）AがA母の付き添いで登校する。
 - ・ A母は仕事に行き、Aは父母の付き添いなく1日を過ごす。帰りはA祖母が迎えに来る。
 - ・ これまではA父母が仕事で付き添いできない日は休ませていたが、登校できた。
- ・ 2月17日（月）～2月21日（金）の間、Aは出席停止。
- ・ 2月25日（火）、26日（水）も咳が残っているとのことで、Aは欠席する。
- ・ 2月27日（木）～3月21日（金）Aは欠席せずに登校する。
 - ・ 登校は、A父又はA母が付き添い、下校はA父又はA祖母が迎えに来る。

（3）3年生（令和7年度）

- ・ 4月 対象児童が進級し、同じクラスとなる（ただし、[REDACTED]）。
校長は、新着任。教頭はD教頭、担任は、新担任（[REDACTED]）。
- ・ 4月3日（木）
 - ・ 新校長が赴任し、A母と校長、新担任が面談し、新年度の体制について話す。
- ・ 4月7日（月）第1回いじめ対策委員会にて協議する。
 - ・ 参加者：校長、D教頭、教務主任、生活指導主任（[REDACTED]）、養護助教諭、[REDACTED]
 - ・ 新見守り体制についての検討を行う。
- ・ 4月8日（火）A母が付き添って、Aが登校する。
- ・ 4月14日（月）A母が付き添って、Aが登校する。
 - ・ A母が出迎えた養護助教諭に、以下のことを話す。
 - ・ 「金曜日、Aの帰りの迎えがなかったから、Bが追いかけてきた。追いかけられると、周りの車など気にせず走ってしまうので危ない。」という内容であったため、養護助教諭は担任に伝えておくと言ってAを預かる。
 - ・ 担任よりA本人に上記の内容を聞き取り、確認した事実について、A母へ電話をする。
- ・ 4月中旬から5月上旬にかけて体調不良による欠席、遅刻がある。

- ・ 5月7日（水）A母から学校へ電話があり、D教頭が対応する。
 - ・ A母から腹痛の様子についての説明を受ける。また、A父は腹痛だけであれば学校へ行って欲しいという思いを持っているが、A母は不登校気味ではないか心配していることも伝えられる。
 - ・ 5月12日（月）にS Cが勤務日であることを担任より伝え、予約をとる。
- ・ 担任が家庭訪問を行う。
 - ・ Aが、両親がいると言いづらいいいことで席を外してもらいA本人と話す。
- ・ 5月22日（木）A母付き添いで、Aが登校する。
 - ・ 音楽の時間、Bが怒って他児に暴力をふるいそうになる場面にAが居合わせたことへの不安がA母からD教頭へ伝えられる。
- ・ 第2回いじめ対策委員会にて協議する。
 - ・ 参加者：校長、D教頭、教務主任、生活指導主任（ ）、養護助教諭、 、音楽専科教員
 - ・ 昨日の出来事の共有、今後の学校の対応について協議する。
- ・ A母から担任に連絡があり、昨日の音楽のことについて話す。

6 当該事案の事実経過から認定しうる事実

（1）1年生時の出来事について

Bがふざけて椅子を引く遊びをしており、Aの椅子を引いたとき、Aが尻もちをついて、椅子で頭を打つということがあった。Aも聴取の際に、1年のときに嫌なことだったと言っており、(当時関係者は意識していないが、)「いじめ行為」があったといえる。

BがAに限らず、ズボンを脱がす（下げる）という事実は複数回あった。Aも聴取の際に「急にズボンを脱がせにきたこと」を嫌だったこととして話している。(当時意識されていないが、)「いじめ行為」があったといえる。

Bが教室内を走り回っていて、Aの新しい縄跳びの持つところを踏んで壊したことがあった。Aは、このことをいじめアンケートに記載しており、Bの故意でないとしても、「いじめ行為」があったといえる。(いじめアンケートの解決済みとあるが、アンケートに記載があったということは重く捉えるべきでその文脈でも指摘すべき事実。)

Bが教室でAを含むクラスメイトに「あほ」、「ばか」、「しね」と言っており、その発言を受けたAは、そのことを当時のE教諭に相談していた。また、保護者によれば、AはA保護者に対し、泣きながら、「死にたい」「どうやったら死ねる」と言っていた。このようなAの言動からすれば、「いじめ行為」があったと認定

できる。なお、A保護者は、AがBから「あほ」、「ばか」、「しね」と言われることについて、C校長に相談していた。

(2) 2年生時の出来事について

1学期、Bは、Aが落とした図書バックを踏んだ。当時の聴き取りでは、Aが落とした図書バックをBが気づかず踏み、AとBが言い合いになり、最終Bが足でAのバックを持ち上げる形で取ったと確認し、F教諭からBは指導されているが、この出来事について、Aはいじめアンケートに「ちくちくする」と記載しており、「いじめ行為」にあたる。

また、Bは、みんなによくないことを言ったり、したりしていた。

1学期の終業式の日（7月19日）、Bは、Aの頭を壁に打ち付けた。Aは、このときのことについて、聴取において、「本当に2年生で怖かったこと、ちょっと言うで」「とんがった角あるの、めっちゃ痛かった」「目があったら、またされるかもしれやん」と述べている。学校はこの出来事について、すぐにA保護者に連絡しなかった。なお、学校は、この出来事について、いじめの疑いを認知し、いじめ対策委員会にて協議し、いじめを認定した。

夏休みが明けた8月28日、サッカーでBが蹴ったボールがAのおなかに当たるということがあった。この出来事のと、C校長からの聴取によれば、C校長はAが「許さん」と言ったことを聞いていた。また、Aはこのときの出来事について、聴取において「笑いながらBがキックしてきた」のが2番目に嫌だったことと述べており、「いじめ行為」に該当する。A母は、自身の判断として、Aを学校に行かせないこととした。

その後、Aに生活支援員をつけることで、A保護者は、Aの登校を再開するが、10月4日、Bは、職員に呼び止められた生活支援員が目を離した際に、階段でAを後ろから追い越しざまに叩いた。F教諭はそのことを把握するも、その日にA保護者に連絡することはなく、それをAから聞いて知ったA保護者は、Aを安心して学校に行かせることはできないと判断し、運動会の後にAを再度休ませた。

なお、欠席の理由は、当初、主として、A母がAを学校に安心して行かせることができないと不安によるものであった。A父母からの聴取によれば、A自身、学校に行くことに不安がある旨のことを述べたり、A母の気持ちとは異なり学校に行きたいと述べることもあったようであるが、A母が安心感を得ることができなかったことで、欠席が続くこととなった。

7 学校及び学校の設置者の対応

有田市教育委員会において、「有田市いじめ防止等基本方針」（以下、「市基本方針」とする。）が作成されており、有田市ホームページで公開されていた。

また、対象小学校において、「いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」とする。）が作成されており、学校ホームページで公開されていた。内容においても、市基本方針に定められているような内容が記されていた。

7-1 学校の対応について

（1）いじめ防止等の対策のための組織について

ア 対象小学校の学校基本方針において、いじめの防止等に対応するための学校組織は設置されていた。

イ もっとも、学校対策組織の構成員として、「(外部人材)」とあるものの、C校長からの聴取によれば、SCやSSWの登用は意識されておらず、外部人材は登用されていなかった。

ウ また、具体的な組織の役割である、年間計画の作成・実行・検証・修正の実行においてはやや不十分だった。

すなわち、年間計画は作成され、一応の実行はなされているが、C校長からの聴取によれば、4月のいじめ対策会議は、前年度からの引き継ぎと位置づけているにもかかわらず、当該児童を含む引継ぎは十分にできていなかった。これは、校内で共通のフォーマットがなく、2年生に進級する際に、前年度のいじめ記録が十分に引き継がれていなかったこととも関連し、「いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う」（市基本方針 第2章2項（2））においても不十分だったといえる。

2年生の7月19日の件について、「いじめ」の疑いを認知していじめ対策委員会を開き、いじめを認定して、有田市教育委員会に連絡している。

（2）いじめの早期発見について

① いじめアンケート等の実施

学校基本方針では、「いじめアンケート等の実施」が求められている。年間計画に示された時期に「いじめアンケート」の実施がなされていた。また、いじめアンケートの結果については、担任から教頭を通じて管理職との共有はなされていた。

② 教育相談体制について

ア 学校基本方針では、「教育相談体制の充実」が求められている。ここでは、「児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合に、児童等の不安・悩

みを受け止める」ことが示されている。和歌山県教育委員会が示している、いじめ問題対応マニュアル（平成24年11月作成。以下、「県教委マニュアル」とする）でも、「いじめ問題対応の手順」において、「情報のキャッチ」の一つとして、「保護者からの訴え・報告」があげられている（県教委マニュアル5～6頁）。

A保護者が、C校長に対し、Aが「あほ、ばか、しね」と言われることについて、相談したことがあったが、このことについて、「いじめ」として、特段の対応はなされておらず、A保護者の不安へ寄り添えていない。対応が、校長判断になってしまい「組織的に取り組む」（県教委マニュアル5～6頁）ことができていない。それゆえ、A保護者に対して、適切な対応（県教委マニュアル12頁）がとられることもなかった。

イ また、学校基本方針では、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える」ことが示されている。しかし、この学校では、いじめ問題に関して、SCやSSWに相談、対応を求めるとの考えは定着していなかった。

（3）いじめの早期対応について

① 安全確保

学校基本方針では、「いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する」とある。いじめにより、目に見えない部分を含め受傷の懸念があるときは、病院を受診させることも含まれると解される。いじめ行為により、頭部を負傷した可能性のある児童については、児童や保護者の安心のために、いじめ対応の観点及び学校保健安全の観点からも、医療機関を受診する必要があったといえる。

② いじめの事実確認について

学校基本方針では、「いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する」とこととされている。県教委マニュアルでは、いじめの態様としては、「一時的、無意図的なもの」も含むことや「児童生徒間の問題やトラブル等に対する指導は、個々の状況に応じて行います。いじめ等についても、その態様により、対応や指導の在り方を整理しておくことが大切です。」とされている（県教委マニュアル2頁）。

1年生時におけるAとBとのトラブルについて、この点を意識した基本的な取り組みが行われていなかったことは、問題である。すなわち、前記6（1）で認定したとおり、A保護者が本調査にあたって訴えた事実関係については、概ねE教諭によっても当時確認されていた事実でもある。そのなかにはいじめ行為と認定しうるものもあったが、当時は、「いじめ」と認定されることはおろか、その検討すらなさ

れた形跡はなく、そのため記録化されたり、管理職と情報共有されることもなかった。

また、1年生3学期にA保護者が、C校長に「あほ、ばか、しね」と言われることについて相談した際も、C校長とE教諭のみで共有が終わってしまい、「いじめ」があったかどうかの検討やいじめ対策委員会が行われていない。

2年生の7月19日の件については、Aの気持ちを聞き取り安心できるよう対応していた上に、当日中にいじめ対策委員会が行われ、「いじめ」として概ね対応できていたと思われる。他方で、8月28日の件を受けて、同日中にはいじめ対策委員会が実施されていない。また、10月4日の件も、F教諭が事象を報告することはなかった。聴取によれば、「いじめ」と判断するかどうかは悩ましい事案であるとの認識を有していたようであるが、そうであったとしても、本件経緯からすれば、少なくとも「いじめ疑い」として、検討されるべき事象であった。

③ 指導・支援・助言

学校基本方針では、「いじめがあったことが確認された場合は、…その再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら、…いじめを受けた児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う」ことを求めている。

本件では、7月にいじめ対策委員会を開催しているが、その段階でのSCやSSWの関与はなく、最初の関与は9月のケース会議であった。

④ 組織としての情報共有

ア 学校基本方針では、「いじめを発見したり、いじめの相談を受けたりした場合は、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。」ことを求めているが、十分ではなかった。

例えば、2年の担任は、10月4日の件について、その内容を管理職に報告していない。また、いじめ対策委員会発足後、9月17日より、1年生の担任であったE教諭が支援に入るが、E先生からの聴取によれば、対策委員会の内容は一切伝達されていなかった。

イ また、県教委マニュアルでは、「指導や取組の経過がみえるよう、情報を一元化し、記録していくこと大切です。」と記載されているが（7頁）、教師の異動の有無に問わず、適切な情報の伝達ができる体制が整っていないなど、組織的な情報共有ができていなかった。

すなわち、学校では「要配慮児童^⑩」と題する児童に関する一覧記録の作成はなされていたが、それ以外は、担任の手控えだけで、担任の退職により破棄され、公式な記録としては残されていなかった。また、「要配慮児童^⑩」の存在も、転任してきた2年生担任には当初伝えられていなかった。

⑤ 関係保護者への情報提供

学校基本方針では、「いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に対して、必要に応じて提供する」が求められる。

本件では、7月19日の件のいじめ対策委員会後には、学校は、必要に応じて、両保護者に対し情報提供を行っていたが、8月9日にA保護者への連絡を行って以降A保護者へのフィードバックがなされておらず、8月28日の件の後、A保護者はそのことをF教諭に伝えており、2学期の始業式を迎えるにあたり、情報提供がなされているのが望ましかった。

また、本件では、両保護者の話し合いの場が設けられたが、この場について、A母は、認識の差を感じた旨聴取において述べており、このような場を設定する際には、その目的を明確にし、双方の心情に十分配慮した上で、行う必要がある。

(4) 教職員の資質能力の向上

学校基本方針では、「いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年1回以上(必要に応じて)校内研修を行う」が求められる。

この点、年間計画に従い、「いじめ校内研修」が実施されていたものの、聴取によれば、その内容は、職員会議の際に、学校のいじめ防止基本方針の読み合わせをするにとどまっていた。

(5) 継続的指導・支援

ア 学校基本方針では、「学校対策組織やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。」ことが求められる。

本件では、順次、B、Aに見守りの生活支援員をつける対応がとられた。もっとも、10月4日の件につき、見守りが一時的に外れたことは問題である。なお、前述のとおり、当初の関与はなかったが、9月にケース会議が行われて以降は、SCやSSWが出席するケース会議が行われている。

イ また、「いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する」とある。7月19日の件以降、Bに対する支援も検討され、実際に行われていた。

(6) いじめの解消

学校基本方針では「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが『解消している』状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。」とされている。

いじめアンケートに対する対応では、学校において「いじめ」と判断したものについて、その都度、一定の対応がなされていた。すなわち、いじめアンケート回収後には、「いじめアンケート聞き取りシート」が作成されており、聞き取った内容への「対応」が記録されるとともに、「解決の有無」欄に解決の有無を記載することとなっていた。実際、1年のいじめアンケートの記載に関しては、「有」（解決済み）とされている。しかし、いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」をいう。個々のいじめ行為が止んでいるとして、当事者間で複数のいじめ行為が発生した場合、当事者の継続的な関係において、「被害者が心身の苦痛を感じていない」といえるかどうかについては、慎重に判断される必要がある。

なお、学校いじめ防止基本方針では、『「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く観察する必要がある』と明記されている。

7-2 学校設置者（有田市教育委員会）の対応について

(1) いじめの未然防止、早期発見に関すること

① 相談窓口について

市基本方針において、「いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備し周知を図る」ことが求められている。

本件においては、A保護者が有田市教育委員会を相談窓口として利用し、有田市教育委員会も対応をおこなっており、体制の整備はできていた。

② 校内研修の実施に関すること

市基本方針において、「県教委マニュアル」「いじめ問題対応ハンドブック」（平成25年3月）をはじめ、いじめ問題に関する資料や生徒指導資料集を活用した校内研修の実施を促す」ことが求められている。

有田市教育委員会は、年度初めの校長会において、「県教委マニュアル」、「いじめ問題対応ハンドブック」（平成25年3月）をはじめ、いじめ問題に関する資料や生徒指導資料集を活用した校内研修の実施を促していたが、具体的な実施内容の確認はしていなかった。

③ 専門的知識を有するものの確保について

市基本方針において、「いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して教職員の資質能力の向上を図る。加えて、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者や、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する」ことが求められている。

有田市教育委員会では、いじめ防止のための研修を定期的に行っている。また、SC、SSWの配置それ自体は行われていたが、学校現場での十分な活用に繋がるだけの働きかけは不十分であった。

(2) いじめへの対処に関すること

市基本方針において、「教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。」ことが求められている。

7月19の件を把握した後は、有田市教育委員会から学校に向けて、適宜、指示を行っていた。本件においては、学校現場が教育委員会と児童・保護者の間に挟まれ負担を感じていたことがD教頭からの聞き取りで語られた。学校に必要な支援を行うという点ではやや不十分だったといえる。

(3) 重大事態への対処

市基本方針において、「教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける」ことが求められている。

本件において、学校から報告を受け、遅くとも9月17日には、「重大事態疑い」としての検討をはじめ、Aの欠席が、病欠とされる期間も含めて23日の時点で、重大事案として、市長に報告を行っている。

7-3 学校及び学校の設置者の対応に係る考察

(1) いじめの情報のキャッチ

児童を細かく観察し、把握することや、児童が心を開けるような関係性の形成、いじめアンケートの実施と共有については概ねできていたと思われる。しかし、いじめの情報をキャッチするセンサーを高く保つという点においては、不十分だった。

7月19日の件は「いじめ」と捉えられた一方で、1年生時からのAとB間のトラブル、8月28日の件や10月4日の件については、「いじめを疑うべき事実」としてすら捉えられていない。8月28日の件は、7月19日の件の後、夏休み明け早々に起こった事案であり、7月19日の件におけるAとBとの関係からすれば、Aの見守りやA保護者の不安にも関わる事案であることから、「いじめ」をキャッチできる場面であり、見守り下におけるトラブルの発生と捉え、いじめ対策委員会をもってしかるべき対応を即座に検討するべきであったといえる。しかし、具体的な検討がなされた形跡はない。10月4日の件についても、Aからの報告を受けたF教諭が「よくあることの1つだと思った」「センサーを働かせるべきだった」と聴取で語っている。

このような原因としては、Bの[]を懸念していたことで、学校はいじめの情報としてキャッチするセンサーを鈍らせたと考えられる。加えて、A保護者の不安を学校が理解しきれなかったことで、本件対応が、後手に回った可能性が考えられる。

(2) 複数対応（チーム学校）の徹底

① 対応方針の共有とチーム学校（複数対応）の徹底

県教委マニュアルでは、いじめ対応にあたっては、組織的に動くことが求められている（6頁）。そのなかで、いじめの情報をキャッチした後、「管理職に第一報を入れる」とされており、いじめ対策委員会にて決定された対応方針を「いつ・誰が・どのように対応する（プランニング）のかを決め、全教職員に周知し、迅速に行う」とされている。

しかし、10月4日の件は、Aに対する見守りが目を離した隙に発生した。大玉転がしの空気圧について、他の教員が、E教諭に声をかけ、その対応のために、E教諭はAから目を離すこととなったが、当時、E教諭は対象児童の見守りだけのために来ていたので、E教諭ではなく、他の教員に尋ねるべきだったと思われる。いじめ対策委員会で決定された内容についても、全職員に周知徹底がされていなかったと言わざるを得ない。この点、Aが登校を再開した9月17日にはいじめ対策委員会が開催されているが、その後は、10月4日の

件の発生後まで開催されていない。本件では、9月末から10月頭にAの病欠があったところ、その間にAの支援について、緊張感を欠くことになっていたのではないかと推察される。これは10月2日の登校再開日についての記録が欠落していることからみとれる。登校再開に際し、いじめ対策委員会、あるいは、職員会議をひらき、職員間における認識確認が必要だったものと思われる。そして、E教諭の役割が周知徹底されていれば、10月4日にE教諭が他の教職員に話しかけられることはなく、10月4日の件は防げたものと思われる。

なお、E教諭は聴取において、自身はいじめ対策委員会には参加しておらず、その内容について聞いていなかったと述べている。E教諭の勤務時間の関係で委員会には参加できる時間ではなかったとのことであるが、E教諭は、本件の対応のための生活支援員であり、少なくとも情報共有がなされるべきであったといえる。

② SC、SSWについて

学校では、いじめ問題に関して、SCやSSWに相談したり、いじめ対策委員会にSC、SSWが参加するとの考えが定着していなかった。学校設置者は、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者の確保はできていたが、学校現場ではその活用について十分な理解がなく、専門職の学校現場での役割についての研修や、専門職同士の派遣日を合わせて校内で定期的な共有会議を行えるような環境整備をして専門職の活用を促すことについては改善の余地があったといえる。

(3) 保護者との信頼関係の構築

保護者との信頼関係の構築は、いじめ情報のキャッチ、いじめの解消に向けた児童のケアにおいて重要である。さらに、本件においては、保護者との信頼関係が欠如したことが、被害児童の長期欠席へとつながっている。

学校との信頼関係が欠如した原因として、1年生の3学期、C校長とA母との話し合いが挙げられる。そのときの話の中で、C校長自身、話の最中にA母の納得していないような雰囲気を感じていたことを聴取で述べており、その場でA母の思いをさらに聞き取れていれば、もう少しA母の立場に寄り添った言葉がけができた可能性がある。

また、当時、Bの[]も考慮し、BからAへの言葉の暴力としてとらえきれなかったことも、A保護者から提供されたいじめの情報を受け止めることにつながらず、A保護者の不安に影響したかもしれない。その後、1年生担任からの聴取では、E教諭がA母からC校長に期待することができないという不信

感を聞いていたが、C校長にはA母の気持ちが伝えられていなかったため、E教諭とC校長で情報共有を行うことで、AまたはA保護者に対する関係性の改善が図れたのではないかとと思われる。

上述のとおり、1年生時、C校長との信頼関係を築けなかった一方で、教頭やE教諭との信頼関係はあった。チーム学校として、教員の入れ替わりがあっても信頼関係を維持できるよう取り組む必要があるが、2年生になり、教頭が転任し、E教諭が退職したにもかかわらず、引き継ぎは不十分で、2年生時の信頼関係の構築は難しい状況となっていた。これによって不信感が長期の欠席につながったといえる。

なお、A保護者と有田市教育委員会とのやりとりに際し、A保護者から、「いじめアンケートを1学期終了時に書いた。そのフィードバックが全くない。5年生の担任の先生からは、フィードバックがあったと聞いた。2年生は何もない。」

「いじめアンケートは1学期保護者にもとっていたが、その結果の公表もどうなっているのか」といった発言もなされており、保護者の不信感の一因となっている。アンケートの結果については、フィードバックすることはもちろん、その取り扱いについて方針を学内で統一することが望まれる。

(4) 引継ぎ内容や要配慮児童の資料の共有の不十分さ

① 新年度への引き継ぎについて

ア 異動してきた教師にとって、その学校の児童の情報を得ずに、始業式を迎えることは非常に不安なことである。また、登校する児童や通わせる保護者にとっては、昨年度のことはある一定把握してくれているという思いの中で学校へ通っているということを考えると、4月の多忙な時期とは分かるが、何らかの担当が児童生徒やその保護者のことを知れる環境を設定しないといけない。

今回の一連の流れを受けて、学校側においては、児童の日常の記録等を入力するフォーマットが確立されたとのことだが、本件以前は定まった記録方法や、記録の管理方法がなかった。

イ 通常、対象小学校の年度初めの引継ぎ方法として、「要配慮児童[㊟]」のデータ確認および、前年度担任からの口頭引継ぎが主となっている。しかし、本年度は要配慮児童の確認をする予定の4月のいじめ対策会議がうまく機能していなかったことが引継ぎの不十分さの一因となった可能性がある。

1年生3学期にA母がC校長と話した後、A保護者からAについての心配の声が上がってこず、Aの次年度引継ぎについてC校長はあまり意識していなかった。保護者からC校長へ直接話しに来た件は当年度2件ほどだったとのこと

なので、内容に関わらず、要引継ぎ案件として意識しておく必要があったと思われる。

加えて、D教頭によるとF教諭は6月の会議には「要配慮児童⑥」の記録データに入力しているため、6月には「要配慮児童⑥」の資料について知っていたと思われるが、4月の時点では、C校長、D教頭含め、F教諭に存在を伝えておらず、F教諭もそのことを認識していなかったことが聴取から明らかになっている。E教諭が退職したこと、2年生担任が新任であることを考慮し、F教諭に丁寧な説明が必要だったと思われる。

ウ そもそも、対象小学校の年度初めの引継ぎ方法として、「要配慮児童⑥」記載事項の詳細な点を口頭引き継ぎによるとしているが、これは前年度担任が異動していないことを前提としており、異動があった場合には、引き継ぎできないことになる。特に本件では、教頭も、[REDACTED]の担任も異動・退職してしまっている。教員の異動があることを念頭において、記録を作成するなどの対応をする必要がある。

特に、本件では、1年の担任であったE教諭は、退職年度であったことからすれば、その準備をしておくべき要請が高かったといえる。なお、E教諭は、聴取において、手控えを作成していたが、退職時に廃棄してしまったと述べている。廃棄ではなく、組織として残して共有する体制が求められる。

エ なお、D教頭は、前年度は別の学校で教員をしていたが、その前は本校で教員をしており、入学予定者の情報として、AやBのことは聞いていたと聴取で述べている。しかし、学校の体制としては、このような属人的な情報保有に委ねるのではなく、組織として、情報を管理、共有できるようにすべきである。

② 入学前後の情報の引継ぎの難しさについて

本件では、1年生時のBとAのトラブルや、2年生のQUテストの結果などからすれば、就学前の乳幼児健診の内容や保育所・幼稚園での情報なども、児童生徒を理解する上で重要な情報であったと思われる。

個人情報のためその取り扱いには配慮が必要であるとしても、学校現場において子どもの理解、成長に役立てるためには必要な情報を過不足なく引き継ぐための工夫が必要だったと思われる。

(5) 児童の安全確保について

A保護者からの聴取によれば、7月19日の件で、Bに頭をぶつけられた数日後、A保護者がAを病院に連れて行った際に、頭のことだから早く連れてきた方が良かったという旨を病院から言われている。これにより学校への不信感が強まったと思われる。ぶつけたところが頭であったことに加え、Aは[REDACTED]

る。そうすれば、Bを取り巻く環境が変わり、Bの言動にも変化が見られ、本件のいじめ行為が起こらなかったかもしれない。

また、1年生時から2年生時にかけて、クラス全体ひいては学校全体がBをどう扱い、どのような雰囲気が作られていたかということも本件に関係すると思われる。2年生時にBが蹴ったサッカーボールがAのお腹に当たった際、AがBに対し「許さん」という思いを持ったこと、また、現在もBに対して、「毎日いじわるしてくる」という認識を持っている。そのAのBに対する捉え方が、学校のBに対する捉え方と関わっている可能性がある。A保護者はE教諭に対し、「Bをよく指導してくれていた」と話しているが、指導の仕方や他児への伝え方によっては、“Bは悪いことをする子” “Bはよく怒られる子” というイメージにながっていたかもしれない。

③ 1年生時のBへの個別の支援に関する保護者との相談について

しかしながら、当該児童の保護者へ説明するにあたって、校内委員会にて十分に協議がなされていたかに疑問が残るところがあり、C校長とB保護者の対面での話し合いに留まったところについては、配慮の乏しさが伺えるとともに、組織としての取り組みの不十分さがあったと考えられる。

(7) その他の学校設置者の対応について

① 学校に対するサポートについて

学校設置者は、7月19日の件を把握した時点から、「いじめ」の問題として、学校と情報交換を密に行っていた。しかし、管理職の聴取からは、学校設置者とのやりとりにしんどさがあったことが窺える。学校設置者は、その学校現場の状況と背景を理解したうえで、それでもなおいじめとしての対応が徹底できるように教職員を支える必要があったと思われる。

② 重大事態としての対処

重大事態として調査を開始することとし、そのことをA保護者に伝えたことで、

A保護者の信頼回復の一助となったのではないかとされる。学校設置者は、この観点からも、適宜必要な手続きを躊躇なくとることが必要である。

8 当該事案への対応及び再発防止の提言

8-1 当該事案への対処について

対象児童Aの不登校は、現在解消されている。また、Bの課題行動も薄れてきているように感じる。しかしながら、令和7年4月以降も、A保護者が学校へ不安な態度を伝えてくることも認められるところである。不登校状態は解消されているといっても、いじめが解決されたわけではないことに留意する必要がある。

本件の対処としても、①いじめの解消の判断にあっては、丁寧な対応を心掛けるように促すこと、その前提として②組織的に動く中で、情報共有を迅速に行い組織として意思を示していくことが重要である。

(1) いじめの解消に向けてのモニタリングと定期的な検討の場の設定

「いじめの防止等のための基本的な方針」【平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日） 以下、「国の基本方針」とする。】において、「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが『解消している』状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」と示されている。（30項、31項）

そして、①「いじめに係る行為が止んでいること」とは、「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。」とされている（30項、31項）。そこで、例えば、目安とされて3ヶ月までの間に、新たな事態の有無にかかわらず、事案に関する会議の場（いじめ対策委員会でも職員会議でも）を定期的（例えば月2回）に開催し、AやBの状況を確認することが重要である。

また、②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」とは、「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。（31項）」ことが必要である。事案の有無にかかわらず、被害児童本人その保護者との面談等により、被害児童の心情把握に努めることが求められる。

このようにいじめの解消に向けて、日常的に注意深く観察する等、関係する児童及びその保護者に対する丁寧な関わりが必要である。そのために(2)～(4)のことを提言する。

(2) 組織の体制について

本件では、情報共有や複数対応の重要性に加え、単独対応の難しさと精神的負担が再認識された。県教委マニュアルにも「組織的に動く」と記載されているように、いじめ解消に向けてより良い対応をしていくため、および、関係する全ての人の精神的安定のためにも一人で抱え込まず、複数で共有、対応していくことが必要である。

例えば、該当する事案に対して、担任一人だけが抱え込まないように、生徒指導担当教師やミドルリーダーの世代教諭が中心となり、いじめ対策委員会を運営することで支える。また、管理職については保護者への対応や職員全員が共通認識を持てるように促し、担任を支える体制を作ること、解消へ向けた体制の安定ができるのではないかとと思われる。

(3) 記録のあり方について

本件では、1年生時の記録や引き継ぎ資料が適切に伝達されていないことが確認できた。事態発生後に、当該校において改善を図り、児童に関する記録について、記録の様式や保存場所について共通認識を改めて取り組んでいる状況にある。こうした記録を残すことで、事態がどのように変化してきているかを客観的に捉えることができるため、引き続き丁寧な対応を心掛けることが望まれる。また、年度が変わる際の教職員の異動時にも、引き継ぎの資料として活用できることから、重要な取り組みである。

(4) 緊急時の対応について

本件において、頭部への衝撃を加える行為があったが、学校としてすぐに病院の受診を行うや、保護者に連絡をとって対応を伺うなど、最悪の事態を想定した対応がなされていないことが確認できる。日常的な学校生活の中で、児童の怪我はあることだが、その負傷箇所によっては最悪の事態を想定した対応が必要である。本件の解消に至るまで、また、その後においても組織としての共通認識を改め、万が一を想定しての通院の判断を積極的に行うことは、保護者や児童への安心感につながるのではないかと考えられる。

8-2 学校及び学校の設置者に対する提言

(1) いじめの情報キャッチと一次対応について

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（国の基本方針 4 項）をいう。「児童等が心身の苦痛を感じている」かどうかは判断基準であり、学校及び学校設置者は、発生した事象が、この要件に該当するかどうかを適切に判断することが求められる。

そして、すでに指摘したように、加害児童にとって、過失行為や無意識的行為であったとしても、被害児童の目線に立ってこの要件に該当すれば、「いじめ」として学校が対応すべき事象となる。担任から管理職まですべての教職員が、マニュアルや研修でも、徹底されるように、改善されるべきである。

それでもいじめに関する情報を一次キャッチすることの多い現場教職員が判断に迷うこともあるかもしれない。国の基本方針においては、いじめの認知については、次の項目に留意するとして、「見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（5 項）」としている。情報を一次的にキャッチした教職員が判断しきれないとしても、いじめと疑われる事象が発生したとして、いじめ対策委員会を開催し、その対応を検討することまでを一連の流れとして徹底する必要がある。そのためにも、定期的にいじめ対策委員会を開催し、その中で確認するなど、日常的に対応できる体制を整備することも有用である。

(2) 「児童・生徒」以外からのいじめの訴えについて

いじめの定義は、対象児童等が「心身の苦痛を感じているもの」であるが、対象児童等が自ら訴えをする事案ばかりではない。本件のように、保護者からいじめ（疑い）の報告があった際には、県教委マニュアルにある「情報のキャッチ」の場面であり、いじめ対応が必要な状況といえる。

保護者自身がどのように感じるかは「いじめ」かどうかの判断基準そのものではないとしても、なぜそのような訴えに至ったのか、学校及び学校の設置者は、保護者が子どものどのような言動から何故いじめだと感じたのかという点に丁寧に耳を傾け、「いじめ」に関する事実関係を把握することが重要である。

そうすることで、学校や学校の設置者側がキャッチしていないいじめの情報や子どもの状況に気付くことができる上に、保護者との信頼関係の構築につながる

と思われる。

このことは、保護者以外の周囲の児童生徒や地域からの情報提供においても同様であり、早期対応と学校との信頼情報の構築につながり、さらには、以降の情報共有をスムーズに行う土壌づくりにつながるものと思われる。

(3) 加害児童への支援について

県教委マニュアル（10頁）において、加害児童生徒への継続的な指導・支援として「加害児童生徒の気持ちを受け止め、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、（県）教育支援課教育相談主事による教育相談等を活用し、いじめを行う理由や欲求不満等を取り除くように継続的な指導を行う」と記載されている。

すなわち、「いじめ」状況の解決のみにとどまらず、「いじめ」が起こってしまった背景について目を向け、なぜ「いじめ」が起きるに至ったのかという加害側のヘルプサインとして捉えることが望まれる。

その際、SCやSSW等の専門職を交えて「いじめ」状況をアセスメントすることで、加害なりの理由により近づくことができ、必要な支援が明らかになると思われる。また、本件のように、加害児童に[REDACTED]、保護者への説明や情報共有においても専門職が入ることで、児童にとってより良い環境につなげていきやすくなる。

そして、加害なりの理由が明らかになることで、教職員は加害児童側にも寄り添った対応を行うことができ、それを見た他の児童やクラス全体の雰囲気も加害児童にとって心地よいものになっていくと思われる。ひいては、いじめの解消および再発防止につながる。

(4) SCやSSWのような専門性の高い人材の周知と活用

いじめに関する事案は多様な態様がある前提で、教員だけで判断することなく、今後においては、初期対応から対象小学校いじめ防止基本方針に掲げる「いじめの防止等の対策のための組織」、つまり、同校のいじめ対策委員会の中で、外部人材も入れた構成員で協議をしていく必要がある。

ア 学校に対して

専門性の高い人材が入ることで、各専門職ならではの意見や新たな視点が出てくることがある。そのため、「いじめ」対応において専門性の高い人材を交えて検討できる体制を整えておくことが必要だと思われる。①日頃からSC、SSWの役割や活用方法を学校全体で共有しておく。②1、2か月～1学期に1回はSC、SSWも日程を併せて学校全体で情報共有やトラブル等の検討を

するケース会議等の機会を作っておく。③ＳＣやＳＳＷ側からも歩み寄って日頃から教職員と関わる機会を作っておく。上記のような体制づくりをしておくことで、対応を要することが起こった際に、いじめ対策委員会にて、迅速により良い検討ができると思われる。また、専門職を交えて検討ができることで、教職員自身の迷いや悩みを支えることができ、教職員の心の余裕にもつながる。そして、「いじめ」事態にも余裕を持って対応することができ、状況の改善に向かいやすくなると思われる。

イ 学校の設置者に対して

学校がＳＣやＳＳＷについて正しく知識を得て、より効果的に活用できるようになるためには設置者の働きも不可欠である。①各学校における、専門家との連携が必要な生徒の有無、また、限られた時間内で専門職がケースを深く理解するための見立てや現状の集約、②ＳＣやＳＳＷが集まって会議ができるための日程調整、③ＳＣやＳＳＷに対する学校現場の課題やニーズ、より効果的な動き方等の研修の実施、といった、学校およびＳＣ、ＳＳＷ側双方への働きかけが望まれる。

(５) 記録および引継ぎ様式の改善

ア 学校に対して

児童生徒に関する情報は、学校内共通の記録フォーマットを作成し、誰が見ても一目で各児童生徒の経緯や必要な情報が分かるような状態にしておくことで、担任だけでなく教職員全員が必要な時に必要な情報を得られるようになり、組織的に関わるのが可能になるとと思われる。

また、４月当初に、その記録に関わる説明を行うことで、異動してきた教職員にとって、その学校の児童生徒の情報を自ら知る機会ができるようになるため、新学期を迎えるにあたって、児童生徒、その保護者をイメージした取り組みの準備が可能になると考えられる。そのことが、児童生徒や保護者からの信頼にもつながると考えられる。

イ 学校の設置者に対して

可能であれば、設置者側で、市内小中学校共通の記録フォーマットを作成し、共有することが望ましい。他の小中学校とも共通のフォーマットを作成しておくことのメリットとしては、本件のように、新任または転任の教職員が担任になった場合でも、記録フォーマットの存在を把握できているために、教職員が能動的に記録フォーマットを探し、目を通したり、その作成をすることができるという点である。外部人材であるＳＣやＳＳＷにとっても同様である。また、小学校から中学校へ引き継ぐ際にも、共通フォーマットのため引き継がれる側

も理解しやすくなると思われる。しかしながら、共通のフォーマットは、学校規模や学校内の状況によって、使いにくいフォーマットになってしまう場合もあるため、活用にあたっては、必要最低限の項目のみ定めて記載方法や追加事項は学校単位に任せることも一つの方法だと考えられる。

また、いじめ対応に関する事案の記録用紙についても、共通フォーマットを作成・提案すべきである。その際、いじめアンケートの結果に対する「解決」をもって、いじめが「解消した」との誤解が生じないような項目の整理が必要である。

なお、就学前の児童情報についても、引き継がれることが望ましいことから、そのための制度について検討してほしい。

(6) 怪我時の対応の統一

本件では、7月19日の件につき、いじめ行為後の病院受診のなかったことが、保護者の不信につながった。その背景には、学校内ひいては市内小中学校にて、怪我時の対応の統一がなされていなかったことがある。

急所等の直接命に関わる箇所への衝撃については、軽重問わずに受診を心掛ける体制づくりが求められる。

付言

本件の調査でも明らかになったことであるが、「いじめ」と言われるような状況において、背景を探っていくと、あらゆる要因が絡み合っていることが明らかになる場合が多い。生徒指導提要(文部科学省 令和4年12月改定 137項)のいじめ対応において「いじめ問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース」として、「①周りからは仲がよいと見られるグループ内のいじめ」、「②閉鎖的な部活動内でのいじめ」、「③被害と加害が錯綜しているケース」、「④教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース」、「⑤いじめが起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状况にある場合」、「⑥いじめが集団化し孤立状態にある(と被害児童生徒が捉えている場合も含む。)ケース」、「⑦学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース」、「⑧学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース」が挙げられている。また、学校として特に配慮が必要な児童生徒という点に関して、文部科学省の調査「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査(令和4年12月公表)」では、近年、小・中学校の通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は8.8%と言われており、学校現場において、発達に課題があり、配慮が必要な児童生徒への対応が意識される機会も多くなっていると推察され

る。このような状況の中、いじめ対応を慎重に丁寧に行うことは大前提であるが、特に配慮が必要な児童生徒が関わるケースの場合、教職員が対応について必要以上に身構えてしまうこともあるだろう。

しかし、「いじめ」が起こった際に、まず行うべき大切なことは、国の基本方針が示すように、「学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すこと」である。その上で、発達上の課題等の先入観の有無にとらわれず、子ども一人一人を丁寧に理解することが同様の事案の再発防止や未然防止につながると思われる。そこで、そういった場合に意識することが望まれる点を2点挙げる。

一つは、子どもの行動観察とその記録である。子どもの言動のひとつひとつには、大切なサインや関わりのヒントとなるものがたくさん隠れている。それを、バイアスなしに、ただ観察し、子どもの気持ちに思いを馳せ、記録することによって、「いじめ」の状況の裏に隠された子どものありのままの姿に気付くことができると思われる。その姿に気付くことで、「いじめ行為」をした子どもに対しても、「いじめ行為」を受けた子どもに対しても、必要な対応が見えてくると思われる。そして、子どものありのままの姿を知ることによって、子どもの保護者の思いや気持ちを理解することができ、信頼関係の構築にもつながると思われる。

もう一つは、いじめアンケートや「いじめ」の報告を、子どもが伝えてくれた大切なヘルプサインと捉えるということである。「いじめ行為」を受けた子どもの場合はもちろんだが、「いじめ行為」を行った側のヘルプサインでもある。しかし、「いじめ」の早急な解決が目指される中で、「いじめ行為」単体として認識され、表面上の解決のみにとどまることも少なくない。子どもが発信してくれたヘルプサインとして捉え、子どもの声に丁寧に耳を傾け、「いじめ」の状況をアセスメントすることで、「いじめ」の本質にある子どもの課題や困り感に気付くことができ、必要な支援・指導へつながっていくと思われる。

このように、きめ細かい観察力や客観的データも活用した共感的な児童生徒理解や日常的な発達支持的生徒指導の重要性を理解した取り組みが、児童生徒が安心して過ごせる環境につながると思われる。

今後、こうした事態が生じないように、本報告書に記載する内容を十分に理解し、提言内容を生かした取り組みが学校設置者及び学校においてなされることを望む。